

10月1日(木)から10月31日(土) 高齢者交通事故防止運動



～ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪～

- 交通安全功労者表彰(敬称略)
- 村上警察署長・村上地区交通安全協会会長表彰
- ▽吉田 尋良(大島)
- 優秀運転者表彰(敬称略)
- 県警察本部長・県交通安全協会会長表彰
- 50年無事故無違反 —
- ▽菅原 昭(下関)
- 30年無事故無違反 —
- ▽菅 勝雄(松平)



運動の重点

横断歩行者の保護

平成26年度までの過去5年間における高齢者の交通事故死者数を事故別に見ると、歩行中に車にはねられた死者が160人で、そのうち道路横断中にはねられた方が119人と最も多くなっています。

夜光反射材の活用

高齢歩行者の死亡事故多発状況は、10月から12月にかけて増加し、時間帯は午後4時から午後8時に集中しています。この5年間での夜間における歩行中の死者数は115人で、反射材を使用していた人はほとんどいませんでした。

早めのライトの点灯と上向き・下向きのごまめな切替え

夕暮れ時は交通事故が増加する傾向にあります。秋から冬にかけては日没が早まりますので、早めにライトを点灯しましょう。

高齢者交通死亡事故 緊急シルバーゾーン対策を実施!



8月に村内で発生しました高齢者の交通死亡事故を受けまして、村と交通安全協会関川支部、村上警察署では、8月25日に緊急シルバーゾーン対策を行いました。

交通安全協会関川支部役員と村上警察署交通課の約20名が4つのグループに分かれて、啓発活動を行いました。道の駅では、利用客にチラシを配布し、事故防止を呼び掛け、その場で夜光反射材を貼付しました。

また、下川口、上川口、蔵田島、安角集落の高齢者世帯約75軒を訪問し、夕暮れ時の交通事故防止や夜光反射材の活用について説明をしました。

この日訪問を受けた池田恵美子さん(下川口)は、「近くで発生した事故で、びっくりしました。これから秋になると日が暮れるのが早くなるので、暗くなったら外出を控えるようにします。せっかく夜光反射材をもらったので、靴に貼るようにしたいです」と語ってくれました。

これからの季節、夕暮れ時は交通事故が増加する傾向にあります。日没が早まりますので、歩行者は夜光反射材の使用を、ドライバーは早めのライトの点灯で交通事故防止に努めましょう。

のき 議会 議動

9月定例村議会

9月の定例村議会が、9月10日から18日までの9日間の会期で開かれました。ここではその主なものを紹介します。

報告

- 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告
 - * 地方公共団体財政健全化法に伴い報告するものです。
- ▽実質公債比率 9・6%
- ▽将来負担比率 29・4%

決算認定

- 平成26年度関川村各会計・水道事業会計の決算認定
 - * 平成26年度の一般会計と9の特別会計、水道事業会計の決算について報告するものです。
- なお、詳細については広報せきかわ11月号でお知らせします。

条例改正

- 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - * 右の2件について、マイナンバー制度に係る改正です。

村道路線の廃止

- 村道路線の廃止について
 - * 川北郷145号線を林道専用として整備するため、村道路線を廃止するものです。

補正予算

- 一般会計(第3・4号)
 - * 歳入歳出それぞれ1億2340万円を追加し、総額49億5540万円としました。
- 国民健康保険事業特別会計(第2号)
 - * 歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額7億8222万円としました。
- 介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

- * 歳入歳出それぞれ2910万円を追加し、総額10億3561万円としました。
- 村有温泉特別会計(第2号)
 - * 歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額2810万円としました。



日本年金機構からのお知らせ

日本年金機構への不正アクセスにより個人情報が流出した方の基礎年金番号を変更しました

このたびの日本年金機構への不正アクセスにより、お客様の個人情報の一部が流出したことにつきましてご心配をおかけしており、誠に申し訳なく、改めてお詫び申し上げます。

日本年金機構では、個人情報が流出した方へ基礎年金番号の変更の文書を送付しました。

○送付したもの

- ・変更前後の基礎年金番号を記載したお知らせ
- ・新しい年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書

※文書は簡易書留で送付し、9月中に対象者全員へ発送しました。

問い合わせ先

専用コールセンター(通話無料) ☎0120-818211
新発田年金事務所 お客様相談室 ☎0254-23-2128

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、年末調整や確定申告のときに社会保険料控除として税額が軽減されます。この控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

日本年金機構では、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しますので、申告などにご利用ください。

また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付します。

問い合わせ先

専用ナビダイヤル ☎0570-058-555
新発田年金事務所 国民年金課 ☎0254-23-2120

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.5 お医者さんの上手なかかり方（その2）

お医者さんにかかるとき、ちょっとした誤解や思い込みで治療が長引くことがあります。医療機関の受診や、薬局での薬の調剤の際には、以下のことに注意しましょう。

同じ病気で重複して受診するのは控えましょう

同じ病気で複数の病院などにかかる、医療費が高額になるだけでなく、不要な検査などでご自身の体にも負担がかかります。

気になることがあったら、まずはかかりつけのお医者さんに相談・受診することを心がけましょう。

ひんぱんに受診するのは控えましょう

すでにお医者さんの診断を受けて、薬も処方されているのに、その薬を飲み終わる前に心配でまた受診するのは控えましょう。

ただし、体調が急変したときはすぐに受診しましょう。

夜間や休日の受診は急病や体調が悪化した場合のみにしましょう

「普段の病院は混雑しているから」という理由で夜間や休日に受診するのはやめましょう。

決められた時間以外や休日・深夜に受診すると割増料金が追加されますし、急病の方の治療に支障をきたす恐れがあります。

体調が急変したなどのやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診しましょう。



柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けるときの注意点

柔道整復師は医師ではないため施術の行為が限定されていて、保険証が使える場合と、使えない場合があります。施術を受けるときは、負傷原因を正確に伝えてください。

【保険証が使える場合】

- ・外傷性のねんざや打撲
- ・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術

【保険証が使えない場合】 ※全額自己負担となります

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）による、こりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険からの給付になります）